

## 里親研修実施要綱

### (総則)

第1条 この要綱は、里親及び里親になろうとする者に対する研修について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「里親」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、市長が認定した者とする。

### (研修の種類及び対象者)

第3条 里親及び里親になろうとする者に対する研修（以下「里親研修」という。）の種類及び研修受講対象者は、次のとおりとする。

(1) 基礎研修 新たに里親になろうとする者を対象とする。

(2) 認定前研修 基礎研修を受講し、里親について概要を理解した者を対象とする。

(3) 専門里親研修 新たに専門里親になろうとする者を対象とする。

(4) 更新研修 里親（専門里親を除く。）として登録し、又は更新した後5年目の者及び専門里親として登録し、又は更新した後2年目の者を対象とする。

(5) 前各号以外の研修で市長が必要と認める研修 里親全員を対象とする。

### (研修の委託)

第4条 市長は、里親研修を効果的に達成するため必要があると認めるときは、その運営を社会福祉法人その他関係団体のうち市長が適当と認める団体に委託して実施することができる。

### (経費負担)

第5条 市長は、里親研修に必要な費用を負担するものとする。

### (守秘義務)

第6条 研修を受けた里親は、研修中に知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (協定の締結)

第7条 里親研修を実施するに当たり、里親を児童福祉施設に派遣するときには、当該児童福祉施設の設置者と協定を締結するものとする。

### (その他の事項)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、児童相談所長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。